

第1章 総則

■ 第1条(目的)

本制度は、行方不明者捜索および自然災害出動時において、ハンドラーとサーチドッグが現場で適切な作業能力を維持し活動できることを目的とし特定非営利活動法人日本サーチドッグアソシエーション(以下「当会」という。)が認定するものである。

また、捜索作業に必要な知識と技術を持つハンドラーと、捜索作業に適した実践能力のあるサーチドッグの適性を確認し、社会的認知度の向上を図るため、厳正かつ客観的に認定審査を行うものとする。

■ 第2条(認定の種類)

認定は、自然災害出動時や行方不明者捜索に適性があるハンドラーおよびサーチドッグに対し以下のカテゴリーごとに行う。

- Disaster Search Dog (エアセントドッグ)
倒壊建物内の要救助者や山岳遭難者等の浮遊臭を捉え捜索を行うサーチドッグ
- Trailing Dog (トレーリングドッグ)
特定された対象者の臭跡を追跡し捜索を行うサーチドッグ
- HRD Dog (人遺体捜索犬)
発災から時間経過後の残留臭を捉え捜索を行うサーチドッグ

■ 第3条(試験構成)

認定審査は以下の試験により構成する。

- 適性試験(オビディエンス試験および捜索試験)
- 認定試験(オビディエンス試験および捜索試験)

■ 第4条(認定審査会)

認定審査会は、当会が主催し、原則として年2回以上開催する。

第2章 適性試験

■ 第5条(受験)

適性試験は随時実施するものとし、受験に際して会員資格は問わない。

■ 第6条(目的)

適性試験は、犬およびハンドラーの将来的な成長可能性、捜索意欲、環境適応能力および基本的統制能力を確認することを目的とする。

■ 第7条(オビディエンス)

適性試験におけるオビディエンスは以下の課目を実施する。

- 呼び戻し
犬はハンドラーの指示に反応し、戻ろうとする行動を示すこと。
- 待機
犬は一定時間その場に留まる行動を示すこと。
- 基本統制
犬はハンドラーと共に行動しようとする意思を示すこと。
- 環境適応
犬は外的刺激に対し過度な恐怖または攻撃性を示さないこと。
なお、軽微な逸脱および不安定な行動は許容する。

■ 第8条(搜索適性)

1. Trailing

距離50m以上100m以内、最大2屈折の臭跡を設定し、犬は臭跡に対し興味を示し追従行動を行うこと。

2. HRD

7個以上10個以内のオブジェクトの中に1箇所原臭を設置し、犬は原臭に対し反応を示すこと。

3. Disaster

指定エリア内にヘルパー1名を配置し、犬は人に対し反応および発見行動を示すこと。

■ 第9条(判定)

将来的な適性が認められる場合に合格とする。

第3章 認定試験

■ 第10条(目的)

認定試験は、実働において安全かつ確実に活動できる能力を有するチームを認定することを目的とする。

■ 第11条(オビディエンス試験)

・待機

外的刺激下において完全に待機を維持すること。

・遠隔課目

約20mの距離において停座・伏臥・立止を正確に実施すること。

・呼び戻し

外的刺激下において即時に反応し戻ること。

・緊急停止

呼び戻し中に即時停止すること。

・統制歩行

常歩・速歩・方向転換および狭路通過を正確に行うこと。

コマンドは原則1回とし、声視符は最小限度にとどめること。

■ 第12条(搜索試験)

1. Trailing

距離300m～500m、経過時間1時間以上2時間以内の臭跡を設定し、犬はフルブラインド条件下で対象者へ到達しなければならない。

2. HRD

約2000㎡のエリアに原臭2箇所を設置し、犬は全ての原臭に対し明確な告知を行わなければならない。

以下の場合には不合格とする。

誤告知

原臭破壊

スクラッチ

3. Disaster

指定エリアにヘルパー2名以上を遮蔽物内に配置し、犬は全要救助者を発見しパークアラートを行うこと。

ハンドラーは発見後、本部へ報告を行わなければならない。

■ 第13条(合格)

オビディエンス試験および該当部門の搜索試験の双方に合格した場合に認定とする。

第4章 出陳資格

■ 第14条

認定審査会への出陳は以下の条件を満たすこと。

- ・18歳以上で健康であること
- ・認定審査に関与していないこと
- ・当会の定款に反していないこと
- ・適性試験に合格していること
- ・原則として犬の所有者であること
- ・第三者ハンドラーの場合は委任状を提出すること。

第5章 認定および活動

■ 第15条(認定)

認定審査会において合格した者には認定証を交付し、登録を行う。

■ 第16条(活動)

認定されたチームは出動、防災訓練および広報活動を行うことができる。

第6章 有効期間

■ 第17条

認定期間は2年間とする。

第7章 義務

■ 第18条

認定チームは以下を遵守するものとする。

- 当会活動への参加
- 年1回以上の訓練参加

第8章 取消・喪失

■ 第19条(資格喪失)

以下の場合、資格を喪失する。

- 退会
- 犬またはハンドラーの活動不能
- 譲渡等による活動不可

■ 第20条(取消)

- 長期間の訓練不参加
- 不適格と判断された場合

